

落札者決定基準（令和8年度大阪市保育施設等職員研修事業委託）

1 落札者の決定について

落札者の決定にあっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価となる「価格点」と、提案内容の評価となる「技術点」を加えた「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、審査の結果、総合評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。また、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する選定会議において、学識経験を有する者の意見を聞くものとする。

2 評価点について

（1）価格点（40点満点）

予定価格に対する比率に応じ、入札価格が安価であるほど加点する。

【計算式】 $40 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) = \text{価格評価点}$ （小数点以下切り捨て）とする。

ただし、入札価格が予定価格超過する場合は、本市が想定する基準を満たしていないものとし、落札者としない。

（2）技術点（60点満点）

入札参加者から提出された提案書に対し技術点を付与する。技術点の評価の項目及び配点は次の通りとする。

審査項目	審査基準	配点
事業目的及び委託内容の理解度	①本研修の目的を正しく理解した企画内容となっているか。	10
	②保育所保育指針等に基づき、乳幼児教育の理解に十分配慮されたものとなっているか。	10
研修内容の有効性	③講師は専門性を有し、保育施設等職員への研修等で優れた研修実績を有しているか。また、専門講師ならではの効果的な手法や技法を的確に盛り込んだ研修内容となっているか。	15
	④研修の対象者の職種、立場等にふさわしい研修内容・方法となっているか。	5
実施体制	⑤本業務実施にあたっては豊富な研修実績を有し、保育施設等関係機関との連携及び情報収集、参加促進等円滑に運営することが見込まれるか。	20
合 計		60

※各項目の6割の点数を最低基準点とし、1項目でも最低基準点に満たない法人は選定の対象としない。

審査基準は概ね次のとおりとする。

	配点5点 の場合	配点15点 の場合	配点20点 の場合
非常に的確・非常に効果的・非常に優秀	5	15	20
的確・効果的・優秀	4	12	16
普通	3	9	12
やや不十分	2	6	8
不十分	1	3	4

※採点は1点刻みも可能である。

選定会議において、上記基準に基づいて審査項目ごとに学識経験者が採点した結果を平均（小数点以下切り捨て）した点数が技術点となる。

（3）総合評価点（100点満点）

価格点と技術点の合計により算出する。